

交 規 第 3 7 号
平 成 3 1 年 4 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察大規模災害交通対策計画の一部改正について

暴風、豪雨、地震等の大規模な災害発生時における交通対策については、これまで「青森県警察大規模災害交通対策計画の策定について」（平成 25 年 8 月 6 日付け青警本交規第 449 号外。以下「旧通達」という。）により実施することとされていたが、この度、自動車専用道路の延伸等による緊急交通路指定道路の追加など、青森県警察大規模災害交通対策計画の一部を改正したことから、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

本件担当 交通規制課 交通企画課 交通指導課 運転免許課
--

計画書省略

青森県警察大規模災害交通対策計画について

- 青森県における災害時の被害想定
東日本大震災を受けての青森県地域防災計画の被害想定の見直し作業は、平成25年度に着手し平成26年度策定予定となっている。本来、交通対策計画は地域防災計画の被害想定に基づくことが重要であるが、災害は何時発生するか予想できないことから、平成22年の被害想定である「太平洋側海溝型地震」「日本海側海溝型地震」「内陸型地震」の被害想定に基づく交通対策計画を策定することとした。
災害時における交通規制をはじめとする交通対策は、緊急通行車両等の通行の確保、被災住民等の避難、救助活動の円滑な推進と交通秩序の維持を確保することが目的であるが、全国からの受援部隊等を円滑に受け入れるためには、交通規制の大きな柱である緊急交通路を確保することが必要不可欠であり、本県での災害に広く対応するためには、県内の各方面別の被害想定に基づいた、高速道路、自動車専用道路等を緊急交通路に指定することを念頭に置いた交通対策計画を策定することによって、災害に備えることとしたものである。
したがって、青森県による地域防災計画の被害想定の見直しが行われた際には、同被害想定に基づく交通対策計画を見直すこととする。
交通規制計画は、警察庁の示した基本的な考え方にに基づき、以下の点について策定した。
- 緊急交通路指定路線
 - ・ 東北縦貫自動車道弘前線
 - ・ 東北縦貫自動車道八戸線
 - ・ 青森自動車道
 - ・ 八戸自動車道
 - ・ 百石道路
 - ・ 津軽自動車道
 - ・ 下北半島縦貫道路
 - ・ みちのく有料道路
 - ・ 第2みちのく有料道路
 - ・ 上北道路
 - ・ 八戸・久慈自動車道
- 高速道路等が不通となった場合の代替路線
青森県が示した第1次緊急輸送道路（参考2）から、不通区間を結ぶIC間ごとに策定した。
- 緊急点検箇所
緊急交通路に指定した区間内の橋、跨線橋、跨道橋、トンネル、水路橋等の点検を要する箇所を指定した。
- 交通検問所
緊急交通路を指定した際の緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止するための交通検問所を指定したほか、隣接県の災害発生時に必要な、交通総量抑制検問所を指定した。
- 防災拠点へのルート
緊急交通路である高速道路等のインターチェンジと、青森県の示した第1次防災拠点（参考1）とを結ぶルートを防災拠点ごとに指定した。緊急交通路として指定した高速道路等と防災拠点を結ぶ路線も緊急交通路としての位置付けであるが、東日本大震災の際には実質的には一般道路を緊急交通路として規制することは困難であったことから、緊急自動車等の応急対策車両の誘導を目的とした配置を計画した。